

○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件

制定	平成	十六年	一月二十六日	総務省告示第	九十九号
改正	平成	十七年	七月一日	総務省告示第	七百三十号
改正	平成	十八年	三月二十八日	総務省告示第	百八十一号
改正	平成	十九年	五月十日	総務省告示第	二百八十九号
改正	平成	二十年	八月十八日	総務省告示第	四百四十四号
改正	平成	二十一年	四月十四日	総務省告示第	二百六十八号
改正	平成	二十一年	七月十三日	総務省告示第	三百六十八号
改正	平成	二十二年	七月二十二日	総務省告示第	二百七十二号
改正	平成	二十三年	三月二十二日	総務省告示第	九十号
改正	平成	二十三年	七月十二日	総務省告示第	三百四十一号
改正	平成	二十四年	十二月五日	総務省告示第	四百五十二号
改正	平成	二十五年	三月二十八日	総務省告示第	百四十八号
改正	平成	二十六年	七月十八日	総務省告示第	二百四十三号
改正	平成	二十六年	九月二十六日	総務省告示第	三百四十一号
改正	平成	二十七年	六月三十日	総務省告示第	二百三十一号
改正	平成	二十八年	三月二十九日	総務省告示第	百二号
改正	平成	三十年	六月二十九日	総務省告示第	二百十四号

改正	平成三十一年	一月二十四日	総務省告示第	二十八号
改正	令和元年	五月十四日	総務省告示第	十一号
改正	令和元年	七月十一日	総務省告示第	百二号
改正	令和二年	九月二十九日	総務省告示第	二百八十七号
改正	令和四年	九月二日	総務省告示第	二百九十六号
改正	令和六年	十一月二十八日	総務省告示第	三百五十三号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を次のように定める。

第一 測定条件（一般）

- 一 試験を行う室内の温湿度は、日本産業規格 J I S Z 八七〇三号による室温摂氏五度から摂氏三五度までの範囲内、常湿四五パーセントから八五パーセントまで（相対湿度）の範囲内とする。ただし、被検機器の取扱説明書にこれ以外の定常動作条件が定められている場合は、これによる。
- 一 電源電圧は、定格電圧及び定格周波数とする。ただし、被検機器の取扱説明書に定める電圧及び周波数の範囲で測定結果が異なる可能性がある場合は、その電圧及び周波数においても測定を行う。

三 被検機器は、予熱時間をとらない。ただし、被検機器の取扱説明書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後に測定する。

四 測定器は較正されたものを使用する。

第二 有線電気通信端末機器の試験方法は、別表第一号のとおりとする。

第三 電波を使用する端末機器の試験方法は、別表第二号のとおりとする。

第四 同軸インタフェースの固定電話端末の試験方法は、別表第三号のとおりとする。

第五 同軸インタフェースの専用通信回線設備等端末の試験方法は、別表第四号のとおりとする。

第六 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の五に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの端末機器の試験方法は、別表第五号のとおりとする。

第七 無線設備規則第四十九条の六の六に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップの端末機器の試験方法は、別表第六号のとおりとする。

第八 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第七号のとおりとする。

第九 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末の試験方法は、別表第八号のとおりとする。

第十 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第九号のとおりとする。

第十一 無線設備規則第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第十号のとおりとする。